

## 第4回子どもを性被害から守るための条例のモデル検討会

日 時：平成27年6月19日（金）

午後2時～午後4時50分

場 所：長野県庁西庁舎 110号会議室

### 出席者

委 員 安部座長、伊藤委員、轟委員、峰委員

県関係 山本こども・若者担当部長、福田情報公開・法務課長、青木次世代サポート課長  
山口警務課長、山口生活安全企画課長、成澤少年課長、宮下保健厚生課長 他

### 1 開 会

#### ○事務局

ただいまから第4回子どもを性被害から守るための条例のモデル検討会を開会いたします。

私は県民文化部次世代サポート課の久保と申します。どうぞよろしく願いいたします。

最初に、長野県県民文化部こども・若者担当部長、山本京子よりごあいさつを申し上げます。

### 2 あいさつ

#### ○山本こども・若者担当部長

皆様、こんにちは。こども・若者担当部長、山本京子でございます。

本日は安部座長さんを初め、委員の皆様方には大変お忙しい中、またお足もとの悪い中、第4回子どもを性被害から守るための条例のモデル検討会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

先月開催いたしました第3回検討会では、条例の目的と構成例、保護法益、性被害の定義といった条例全体に関する論点、さらにいわゆる淫行処罰規定、深夜外出制限の規制項目に関しましてご議論いただいたところでございます。

今回は条例のモデルの特徴であります、子どもの性被害予防教育や被害者支援に関する規定についてご議論いただきますが、これで論点の検討が一巡することになります。予防教育に関しましては、今月から県教育委員会が情報モラル教育指導者やスクールサポーターなどで子どもの性被害防止教育キャラバン隊を編成しまして、全ての県立高校に派遣するという事業がスタートいたしました。こうした予防教育や性被害者のためのワンストップ支援センターなど、被害者支援の施策が実効性あるものとなる条例のモデルとなりますようにご議論いただきたいと考えております。

本日も委員の皆様が熱心な議論をお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

#### ○事務局

それでは、以降の会議の進行は安部座長さんをお願いしたいと存じます。よろしく願いします。

#### ○安部座長

皆さん、こんにちは。今日もよろしく願いします。

それでは会議を進めてまいります。会議事項に入ります前に、資料1として第3回、前回であります。検討会の会議要録をご確認いただき、本日の検討に入りたいと思います。資料1、会議要録につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

## ○青木次世代サポート課長

次世代サポート課長の青木でございます。それでは資料1をご覧くださいと思います。

5月8日に開催いたしました第3回の、前回の検討会の会議要録ということで、1番としまして、子どもを性被害から守るための条例の目的、構成につきましては、(1) 条例の目的、構成例として、条例の構成については事務局案を了承。子ども支援条例のように前文を置くよう検討。目的につきましては、子どもの成長発達の支援を盛り込む。また、子どもを守るため、何が規制の対象となるか、何を守るかがわかるようにする。子どもの範囲、保護対象としましては18歳未満、罰則の適用は対象外とする。予防教育、被害者支援に関する施策の実効性を担保するための情報を盛るということでございました。

また、(2) 保護法益につきましては、子どもを性被害から守るための条例であることから、第一次的には、子どもの個人的法益の保護と、また子どもの成長発達権を害する行為規制、大人の責務があるという社会秩序の維持という社会的法益も二次的に出てくる。また性的自己決定ができるよう、成長していくのを害する行為から守ることが法益というご意見がございました。

また、(3) 性被害の定義につきましては、性被害は性的な乱用行為も含まれる。幅広い被害者支援につながられるよう性被害の定義は広くするというところでございました。

2番目といたしまして、いわゆる淫行禁止規定について、(1) 淫行規定の構成要件の規定の仕方は、乱用防止を図るため、構成要件の明確化を図る。記載方法としては、最高裁判例の第一要件、第二要件の両方をあわせたものではなく、具体例を列挙して記載するのがよい。みだら性のような記載は避けたい。大阪府・山口県条例を参考にして検討ということでもございました。

また、(2) 周辺行為、させる行為、教え、見せる行為、場所の提供等はあわせて検討していく。

(3) 親告罪とするか非親告罪とするかは、保護法益は他県と異なり、第一次的には個人的保護法益であるが、非親告罪としたい。被害児童が告訴の意味を理解できないこともある。また、保護者の処罰感情で条例が運用されることで、子どもの気持ちが置いていかれないようにしなければならないということでもございました。

3番といたしまして、深夜外出の制限についてです。深夜営業者の義務、営業施設への立入制限については、本検討からは外すと、また、連れ出し行為については、規制する方向ということでもございます。

また、他県でも連れ出しの検挙者が青少年育成条例違反中50%を占めるということから、罰則があったほうが抑止効果は高いのではないかと、罰金は30万円程度で問題はないのではないかと。保護者の責任の明確化は明文化して問題はないということ、あくまでも条例の目的は子どもを性被害から守るという観点から深夜外出の規制についても規定をしていったほうがよいということでもございました。

説明は以上でございます。

## ○安部座長

どうもありがとうございました。ただいまのご説明に関して、委員の皆様からご意見を頂戴したいと思いますが、いかがでしょうか。議事録はもう既にお読みいただいているところだと思いますが、確認ということもございます。よろしいでしょうか。

それでは、この会議要録については承認されたということで次に進めたいと思います。

## 3 会議事項

- (1) 子どもの性被害防止教育について
- (2) 被害者支援について

○安部座長

それでは会議事項に入りますが、まず（１）子どもの性被害防止教育、そして（２）の被害者支援について、これらを一括して事務局から説明をお願いいたします。

○青木次世代サポート課長

続きまして、資料２をご覧いただきたいと思います。予防教育、被害者支援につきましては、事務局でたたき台ということで、資料２のとおりお示しいたしたいと思います。

まず予防教育ということで、子どもの性被害防止のための教育等、条例の形として記載してございます。

第〇条といたしまして、県は、子どもを性被害から守るための人権教育、情報モラル（情報化社会で適正な活動を行うための基となる考え方及び態度をいう。）に関する子どもに対する教育及び保護者等に対する啓発活動を充実するよう努めるものとする。

続きまして、第〇条 学校等を設置し、又は管理する者は、子どもが性被害の被害者にも加害者にもならないようにするため、子どもが自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育む教育その他の必要な教育を行うよう努めるものとする。

性被害支援に関する規定例といたしまして、性被害に遭った子どもに対する支援といたしましては、第〇条 県は、性被害に遭った子どもが心身に受けた影響から早期に回復し、健全な成長を図るため、関係機関と連携して必要な施策を講ずるものとする。

予防教育、被害者支援、共通の規定といたしまして、啓発活動等といたしまして、第〇条 県は、子どもの性被害が子どもの心身に及ぼす影響、子どもの性被害を防止することの重要性、子どもの性被害に関する相談体制及び救済制度等について、必要な広報その他の啓発活動を行うものとするということで、たたき台としてご提示させていただきたいと思います。

資料３といたしまして、具体的に昨年11月に、子どもを性被害から守るための県の取り組みというものを策定いたしましたけれども、それに基づいて、このA3にまとめがございますが、上段に早急に実施する取り組みといたしまして、予防の取り組み、それから被害者等の支援の取り組み、県民運動の再活性化への支援の取り組みということで、今年度、現在取り組んでいる事業等を列記させていただいております。

予防の取り組みといたしましては、簡単にご説明申し上げますけれども、子どもの性被害防止のための教育・相談体制の充実といたしまして、学校における取り組み、これは基本的に教育委員会で実施しておりますけれども、上から２段目でございますけれども、先ほど山本部長のごあいさつの中にもありましたが、情報通信機器等の専門性を有する学校外の人材、機関等と連携して子どもの性被害防止、そういうキャラバン隊を編成して全ての県立高校へこのキャラバン隊を派遣しているところでございます。

また、学校における取り組みの一番下でございますけれども、ボランティアとして児童生徒や保護者を対象にメディア教育を行うメディア指導員の養成に対し支援ということで、これについては担当課、当課次世代サポート課になっておりますけれども、青少年育成県民会議という団体がございまして、事務局は次世代サポート課が担っておりますけれども、この事業といたしまして、メディア指導員養成事業ということで、メディア指導員の養成を行っていく予定でございます。

それからその下、地域・県民運動での取り組みということで、これは全て次世代サポート課の事業になっております。

それから保護者や地域社会の教育力向上等への支援といたしましては、保護者や地域住民に対する支援等ということで、その一番下でございますが、保護者等を対象に、助産師や保健師等の地域の人材を講師として研修会を開催、それからモデル市町村を選定し、地域での先進的な性教育の取り組みを支援ということで、これも次世代サポート課が県民会議を通じて事業を行ってまいります。

その下、家庭の日の充実とノーネットデイの実施ということで、毎月第3日曜日を家庭の日としておりますけれども、それとあわせてノーネットデイを主唱してまいりたいと。これも次世代サポート課が県民会議を通じて実施してまいります。

被害者等の支援の取組みでは、学校現場での対応力の向上等ということで、管理職、養護教諭を中核とし職員への研修、またスクールカウンセラー事業等、教育委員会が行ってまいります。

その下、ワンストップ支援センターの設置ということで、これは担当課は人権・男女共同参画課でございますけれども、これがこの2月からワンストップ支援センター準備会議というものを設けて、28年度開設に向けて検討を開始しております。

県民運動の再活性化への支援の取組み、これも次世代サポート課が県民会議の事務局といたしまして、各種県民会議の事業を行っているところでございます。

そして一番下段、慎重に検討する取組みということで、この検討会でご議論いただいておりますけれども、条例のモデルを作成していただくということでございます。これもこの2月から検討を行っていただいているところでございます。

以上が、子どもを性被害から守るための県の取組みの関係事業の概要でございます。ご説明は以上でございます。

#### ○安部座長

どうもありがとうございました。予防教育と被害者支援、両面についてご説明いただいたわけですが、まずは資料3で、現在の取組みということで現状を認識、ご理解いただければと思いますが、その上に立って条例を整備する場合に、どういう形の条項を起こしていけばいいのかと、条例の中になんか盛り込んでいけばいいのかということで、たたき台としてはありますが、ここでは4カ条が示されております。これにつきましてご質問、ご意見ございましたらよろしく願います。少々抽象的ですので、ここから拾っていくのは難しいかもしれませんが。

条項として起こしていく場合としては、シンプルな形にするほうがいいのか、それとも少し具体的に県の責務というものをも明示できるような形で示したほうがいいのか。それから責務といいますが、ここではあくまでも努力規定という形で努めるものとするという形になっておりますが、もう少しレベルを上げて義務規定といったものにするのかどうかとか、そういった総合的な問題もあろうかと思っております。それから現状についてのご質問でももちろんかまいません。いかがでしょうか。

性被害に関しましては、既にワンストップ支援センターを設置していくという方向性はもう決まっているわけですが、現在、その具体的な準備の途上にあるということで、そこにこの子どもの性被害も絡めていくということになるかとは思いますが、それで十分なのかどうか。そもそもワンストップ支援センターが対象とする事案というのは、あくまでも暴力的性被害という枠組みで対応されているものではなかったかと私は理解しておりますが、ここで扱っている性被害というのは、必ずしも暴力的性被害に限定されているわけではなく、子どもの性的乱用行為を含むものという形になっていきますので、それへの精神的なケアというようなことも、ワンストップセンターが担い得るかということになってくるかと思っております。

その辺、現状がどうなっていくのかということとの兼ね合いになってきますので、なかなか現段階での理解は難しいと思うのですが、何か、峰委員ございますか。

#### ○峰委員

今、ご指摘ございましたワンストップ支援センターが重要な機関ということになるとは思いますし、現状で一体、どういう構想でどういう支援ができる体制を考えていらっしゃるのかということのをもし教えていただければ、ありがたいかなと思います。

○安部座長

事務局からいかがでございますか。

○青木次世代サポート課長

これまで準備会議は2回しか開いておりませんで、他県の施設を参考に、病院併設型が多いような状況でございます。ただ、長野県は非常に面積が広いものでございますから、やはり1カ所というわけにはいかないだろうと。

長野県は大きくは北信・東信・中信・南信という4つに分かれて、その4圏域がいいのか、それとも広域行政圏ということで10広域、長野県内にごございますので、10広域がいいのかという意見も出ておりますけれども、まだ具体的に幾つ設けるといことは、当然固まっておりはしません。

他県の支援センターの状況等も参考にしながら、病院と連携したような形で設置するような方向で検討が進むとは思われますけれども、まだ如何せん2回しか開いておりませんので、申し訳ございません。

○安部座長

よろしいですか。これについては弁護士会の支援体制と申しますか、そのことがもしお解りになれば、お願いいたします。

○伊藤委員

ワンストップ支援センター設置に係る準備会議には県弁護士会からも委員が出ていまして、まだ案の段階だということなので具体的なところは見えていないと理解しております。それ以上、私も情報がないのですけれども。

1点、確認させていただければと思うんですが、このワンストップ支援センター設置と、この条例との関係というのは、この条例によりできるわけではないということでしょうか。子どもを性被害から守るための取組みということでワンストップの話が出てきたようにも思いますし、ただワンストップセンターというと子どもだけではなくて、性被害一般というところがあるので、別に条例をつくられるご予定なのか、それとも、この条例を基にしてやっていくようなイメージなのか、教えていただければと思います。

○安部座長

お願いします。

○青木次世代サポート課長

先ほどもちょっとワンストップ支援センターの検討状況を簡単にご説明申し上げましたけれども、県が直接、設置するとか民間に任せるとか、そこら辺もまだ決まっておられません。もし県が直接ワンストップ支援センターを設置するということになると、設置条例が必要になってまいります。ただ、今、ご検討いただいております、この性被害から守るための、現在、条例モデルはあくまでも子どもを性被害から守るという目的でございますので、ワンストップ支援センターは必ずしも子どもだけということではなくて、当然成人の女性の被害者にも対応するというところでございます。

ですから、今回、資料に記載させていただきましたけれども、あくまでもこの被害者支援というのは幅広く県の責務というのを定めまして、ワンストップ支援センターを県が直接設置する場合にはまた別途、設置条例というものを設けるような形になろうかと思っております。

また、民間に任せるといことになると、それは条例も必要ないということになってきますので、そういう整備を現在考えているところでございます。

○安部座長

伊藤委員、よろしいでしょうか。ワンストップセンターを今後どうするか、どういうふうに設置していくかというものはまたこの子どもの性被害を防止するという、その目的のための条例の設置という、設定ということはまた違う趣旨だということで了解いただけるのではないかと考えています。ただ、ワンストップセンターが軌道に乗っていく形になれば、そういう機関も活用可能ではないかということではないかと思えます。

それとあわせて、県の条例の中に子ども支援条例がございますけれども、子どもの支援条例を前提にした子どもの被害のケアといいますか、この進捗状況というのか具体的な状況というののもちょっとお教えいただければ、それとの連動性というのはどうなのかなと考えますが。子ども支援条例に基づく子どもの、性被害ではない形のパターンが通常想定されていると思うんですが、いじめだとか、いろいろな子どもが抱えている問題について、相談センターというところで実際には動き出しているのではないかと聞いているんですが、いかがでしょうか。

○福田情報公開・法務課長

情報公開・法務課の福田でございます。私から子ども支援条例の制定後の状況について、簡単にお話をさせていただければと思います。

子ども支援条例、正式名称は「長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例」ということでございますけれども、昨年の7月に制定をされまして、基本的には公布の日に施行されましたけれども、2つの中心的な部分、いわゆる子どもに関する総合相談窓口の設置の部分と、それから人権侵害を受けた子どもの救済に関する子ども支援委員会に関する規定の部分、これは公布の日からではなくて、最終的には今年4月1日から施行されるという形になったわけでございます。

この4月1日から子ども支援センターという形で、いわゆる総合相談窓口に当たる、そういう部署がこども・家庭課の付置機関ということで県庁内に設置をされたところでございまして、現在、所長はこども・家庭課長が兼務をしておりますけれども、その次長のほか、さまざまな職員が置かれておりまして、子ども、あるいは子どもの育ちを支える者、保護者等からのさまざまな相談に応じているという状況でございます。

それから、子ども支援委員会が4月から発足しておりますので、こちらの方の主たる任務は、人権侵害に対する救済の申出があった場合にその調査・審議を行うということでございまして、必要があれば知事、または教育委員会に必要な措置をとるよう勧告をするという、こういう機能を持っております。

まだそういうところまで至った事案はないと聞いておりますけれども、どんな相談が出てきているか等を含めて、状況を注視し、また子ども支援センターに必要な助言を行うということで、活動を進めているところでございまして、そういう形で動き始めているということでございます。

人権侵害に限らず、いろいろな相談を受けているところでございますので、例えば、こういう性被害の問題に関する相談が来ることもあるかと思います。そうした場合には、当然のことながら専門的な機関と連携をして対応していくというのをコンセプトにしておりますので、例えばワンストップセンター、できればそういったところと連携していくことも可能であると考えております。

○安部座長

ありがとうございました。ということになりますと、受け皿の一つとしてそういう相談窓口といいますか、センターが機能できるということになるということですね。

いろいろな形の性被害、ここで防止条例というものが整備されたときに、概念化される性被害か、場合によっては、はみ出すような、例えばセクハラ行為のようなものも含めて、そういうことでの相

談だとか、そういうものも当然、想定内であると理解してほしいということですね。ありがとうございました。

そのほか、ご質問でもご意見でも何でもよろしいんですが、いかがでしょうか。

#### ○伊藤委員

気になったのは、17事例では、子どもがこの性被害に遭うきっかけとして、性被害の悩みではなくて、その前に自分の抱えている悩みを相談する適切な相手がいない中で被害に遭ってしまうという実態が見えてきています。その子が必ずしも学校に所属しているわけではないとか、学校に所属していたとしても学校の中で相談できる相手がいない子どもがいます。そういう子どもたちをケアするような視点を、条例の中に盛り込めないでしょうか。案では、相談体制も子どもの性被害に関する相談体制となっていますが、不安を抱えたような子どもたちは、それは子ども支援条例のほうでカバーしていくという理解になってくるのか、それとも、被害防止の観点からも何か施策が講じられるのでしょうか。まさに被害に遭いやすい状態になってしまうお子さんがいることは、実態としてあるように思いますので、予防の観点といたしますか、何かそういったものが盛り込まれるのでしょうか。

#### ○安部座長

ありがとうございました。その点は専門委員会の報告書でもかなり具体的に、こういうことが必要なのではないかとということで、条例ということ抜きにして、例えば相談体制、居場所の整備といえますか確保ですか、あるいは性被害の相談ではなくて、そこに辿りつくプロセスの前の段階のところ、結局、そういういろいろな悩みなり、孤立している状況の中で、ネット上でつながった人との接触の延長線上で起きるような事件が今回、17事例の中にも出てくるわけですから。

そういうところを見ますと、やはりもう少し具体的にその相談体制の整備について、情報の中でも例えば予防教育の中で、もうちょっと具体化したほうがいいのかなどは感じますけれども、そのあたり、具体的な案文を策定してみないことには何ともイメージがわからないんですけれども。

専門委員会の委員でもありました轟委員、いかがでしょうか。

#### ○轟委員

今、安部先生のご説明にちょっと関連させていただいて、幾らか外れるかもしれませんが、このワンストップ支援センターの部分に該当するだろうとは思いますが、子どもの救済となれば、ここの、さまざまここに書いてある行政的な救済のほか、民事的な救済、刑事的な救済、こういったものが想定されると思います。

民事的な救済については、伊藤先生がいらっしゃっていますが、弁護士会の協力が不可欠だと思いますし、刑事的な救済については、非親告罪ということで今回の条例が立案検討されていますけれども、やはり子どもについて、当該子どもに刑事的な、その加害者への責任追及の趣旨などの説明というのは不可欠だと思いますので、これはやはり県警、どなたかが絡んでいただくのがこれ不可欠かなと考えています。要はお子さんにわかりやすく説明する、誰が行うのかとなると、やはりその主体とすれば捜査機関になるだろうと思います。

#### ○安部座長

いわゆるワンストップセンター、SACHICOにしても、やはり医療的な対応だけではなくて、その後の司法的な領域との連携だとか、そういうもの、1カ所で全部つながっていきますので、当然、今、おっしゃられたような警察事案になるようなケースであれば、当然、警察、当事者からの説明というような形で、同じ一つの場所に対応していただくということは可能ではないかと思いますが、その点については何か、警察で説明が可能でしょうか。

○山口警務課長

今までお話のありましたワンストップ支援センターにつきましては、その検討会に警察本部も出席させていただきまして、必要な関与をしていきたいと考えているところであります。

あと第2回目のときに若干申し上げましたが、被害者支援の面で、ワンストップ支援センターの活動で入っていきますと当然出てくる問題ですけれども、犯罪被害者としての経済的負担の軽減という面で、現在も性犯罪の被害事件につきましては、例えば診断書とか、あるいは緊急避妊とか、そういう費用につきまして公費負担するという制度になっております。

いかんせん、今は長野県におきましては犯罪ではないということでその対象にはなりませんけれども、仮にこれが性犯罪ということ、犯罪ということになりますれば、当然、その経済的負担軽減の対象にもなりますので、公費負担できますし、なおかつ現在も性犯罪の被害者につきましてはカウンセリング制度を設けまして、心のケアに努めているところでありますけれども、それにつきましても、その対象としまして被害者の支援に結びつけられることとなるものと考えております。以上です。

○安部座長

ありがとうございました。受け皿なり、いろいろな支援体制の強化ということになるとは思いますが、そういうものがきちんと整備されていくという、その根拠になるような条項が条例の中でも必要になるのではないかと受けとめていますが。

轟委員、先ほどの私の質問といいますか、子どもの居場所の問題といいますか、あるいは相談体制、これは今の支援条例の枠組みの中で十分なのかどうかということはいかががでしょうか。専門委員会の中で出されてきた子どもの性被害に関する、その相談体制とか支援体制というのは十分ではないんじゃないか。そこに至る過程の中での相談体制というのがやはり十分ではないのではないかとか、いろいろ指摘いただいていたように思いますが。

○轟委員

資料2に被害者支援ということで条例案が提起されていますが、私、基本はこれでいいと思うんです。あと、先ほど青木課長から説明あったワンストップ、県主体で設置するのが、私は予算もあるのでふさわしいと思いますが、その際の具体的な条例、設置条例などで検討していけば十分かなと考えています。

○安部座長

ありがとうございました。被害者支援に関する条項はこのような形でいいのではないかとのことですね。

○伊藤委員

先ほどの県警の方のご説明があった経済的な負担軽減について、今は受けられないけれども、条例ができたときには受けられるかもというお話についてですが、例えば、性被害に遭った子どもに対する支援ということで、この条例を根拠として、今ある性犯罪被害者に対して与えられている経済的な負担の軽減は、受けられるようになりますか。それとも、あくまでも罰則がある条項での被害者というところでなければ、経済的な支援は受けられないということになってしまうのでしょうか。

性被害に遭った子どもに対する支援の条項をもって、今の性犯罪被害者への支援と同じようなものを受けられるように何とかならないかと思えます。

○山口警務課長



お答えします。現在の規定があくまで、条項を読み上げますけれども、強姦、強制わいせつ等のいわゆる性犯罪被害事件ということを対象としておりますので、あくまでも犯罪であるということが前提となります。

現状でその被害者支援の条項だけをもってすれば、それは厳しいと思います。

構成要件の確立された犯罪でなければ、今はその対象とするのは困難と考えます。

#### ○伊藤委員

そうであるならば、あたるか、あたらないかという話ではなくて、性被害をある程度広くとろうといった趣旨は支援につながるよといった思いがありますので、犯罪被害者という形にならなかったとしても、それでも性被害に遭ったという、性被害に遭ったということと犯罪被害者の範囲がずれたとしても、例えばカウンセリングであったりとか、例えば犯罪ではないにしても性交渉とかがあれば緊急避妊のお金も必要だったりするでしょうし、経済的な支援というのは性被害に遭ったという子どもには必要であろうと思いますので、何とかこの条例の中で、支援を受けられない子が出ないように何か手当ができるような条項に何とかできないかなと思います。

#### ○安部座長

それでは、新たな条例を整備していくということで可能であろうと思いますが。警務課長からの説明は、今の現状の中では、対応は難しいんだというお話だったと思うんですが。

#### ○山口警務課長

座長のおっしゃるとおり、現状では難しいです。ただ、現状におきましても、例えば告訴のない段階における緊急避妊とか、そういうものは公費負担しておりまして、その後、よく考えていただいて、それを告訴するかどうかというのはありますので、決して犯罪が成立するからその対象にするということではなくて、その類型に当てはまる届け出がなされているかどうかということですから、犯罪が成立しない場合はそこで切り捨てという意味ではございません。

#### ○安部座長

それは現状でも犯罪性があると認定されればということでしょうか、被害届が出ていればというぐらいで進んでいるということですよ。

ただ、今、ここで議論しようとしているのはあくまでもその枠をもう少し広げた子どもの性被害一般というところで、必ずしも、今の現状からすると、長野県下においては犯罪性がない場合についてどう対応したらいいかということでもあるわけですが、それも広く性被害として認定をして支援をしていこうと、経済的な支援といいますか、負担ですね。あるいはカウンセリングといったようなことも、一定の負担をしていかなければいけないという話になっていると思いますけれども、そのための条例整備ということだと、この検討会では認識しているつもりなんです、そうですね、轟委員。

#### ○轟委員

伊藤委員がおっしゃったことも尤もなことでございますが、ここの条例案、被害者支援にあるとおり、ここには県は性被害と書いてありますので、ここで広く包含関係として捕捉できるかと思ひますし、やはり県警に全部予算、先ほど性被害一般の救済というのも限界があると思ひますので、そこは規定例にもあるとおり、県は必要な施策を講ずるという部分の必要な施策の中にやはり包含できるのかなと、条項的には思われます。

○伊藤委員

入るんですよねと確認したいということなんです。そのためにつくっているわけですから。処罰条例で犯罪だという類型ができたが、それに該当しないけれども、性被害に遭ったという子が出たときに支援は大丈夫なのかということなんです。

私は、確認的に支援は広く入れていただきたいです。必要な施策といっても、何が必要で、何が性犯罪か書いていないので、県警の方が現状あるようなものがそのまま入るとか、入らないとかというのはこの条項からは明らかではないので、確認したいという趣旨です。

○安部座長

今の確認は大変重要なポイントだと思います。つまりそういうことを少し具体的に、箇条書きでもいいですから、条項として起こすかどうかは別にしまして、具体的にこの条項から考えなければいけないことはどういうことなのかというところで、そういうものを広くフォローしていけるように、例えば条例の施行規則などで規定できればと思われそうですけれども。

ただ支援に関してここでは1カ条、こういう案文が出ているということなんですけれども、率直に言いまして、もう少し条項があったほうがいいかなと思います。全てこの中に全部盛り込まれていまいとされればそのとおりなのかもしれませんが、少しそれを具体化したようなものがあつたほうが、この性被害をもたらした行為者を処罰するための条例という色合いがどちらかというところと強くないように、むしろ被害を受けた子どもを守るという視点を強調していくものにしたい。そのための条項を起こしていく必要があるんじゃないかと思えます。

どうしても1カ条だけで、もうその中に全部盛り込まれていますと言ってしまうと、そのことで治療的支援は何か補足的なんだなと、誤解を招いてしまうことにもなりますので、その点、重点を置いているというようなメッセージを示せる条例にしていくべきではないかと、個人的な感想を持っています。

そのほか、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

○伊藤委員

私も安部座長と同じでして、被害者支援の部分はこの1カ条、非常に漠然としていて何でも入るような感じに読めるので、やはりこの1カ条だけというのでは、性被害に遭った子どもに対する支援をしていくんだというメッセージ性は薄れてくるのかなという気がしますので、もう少し、こういったことはしますという、必要な施策というのはどんなことを考えているのかということぐらいは、記載した方がよいと思います。必要か必要じゃないかというのは一体誰が判断するところもありますので、県はこれが必要だと思いましたので終わりということになってしまっただけではいけないので。

あくまでも性被害に遭った子どもの視点に立ったときに、こういうものが必要であろうというところはよくご検討していただいて、具体的に、書いてあれば、まさに予算づけもしやすいところもあるんでしょうし、その辺は書いていただきたいという思いがあります。

○安部座長

今、私も含めて、伊藤委員の話というのは要望的な意味合いですので、今後、具体的にその案文を整理していくときには、もう少し具体的な条項を期待したいと、あるいは私たちがそうしたものをつくっていかねばいけないと認識しています。

今日はあくまでもたたき台として、事務局からこうやって出していただいたということですので、全て事務局任せというわけにはいきませんので、場合によっては私どもからも具体的な案を提示していくという必要性はあろうかと思えます。

これは予防教育も含めて被害者支援と予防教育と、今日は一巡目の議論、検討ということでありま

すので、特に何か申し入れがなければ、次の議題に移りたいと思いますが、よろしいですか。

○青木次世代サポート課長

すみません、被害者支援についてはもう少し盛り込むような形で、また次回、ご提示したいと思います。逆に予防教育のほうはよろしいでしょうか。

○伊藤委員

その予防教育というところが、こういうふうにしかならないのかなという思いと、実効性あるのかなというのが、正直、思いとしてありますが、かといって、ではどう書いたらいいのかというところは具体的提案を持ち合わせていません。

結局、人権教育をやります、情報モラルの教育をやりますという、その一般論のところ、人権教育はひいては性被害から守ることになりますとしか読めないのが、実効性のある教育というのがどういう教育なのかを考えていただき、ここに書き込むことはできないでしょうか。

予防という観点からいくと、問題が、学校現場で起こることもあったりもすると思っていて、先ほどの悩み相談でもそうなんですけれども、相談体制というか、学校現場での一次的な対応があまりうまくなくて、被害が拡大していたというようなものがあるのではないかと思います。そうなってくると、最初に発見するといいますか、被害について聞いた方での対応は書いた方が良いでしょうと思います。学校がかかわることが多いような気がするんですけども、そのあたりは、書いたほうがいいのかどうか検討してもよいのではと思います。

○安部座長

その点についてはいかがでしょうか、事務局のほうから何か。

○青木次世代サポート課長

教育のほうにつきましても、被害者支援とあわせて、もう少し盛り込むようなことを検討してまいりたいと思います。

○安部座長

連携するいろいろな機関、所管するところがありますので、そこでの連携の問題ももちろんあるでしょうし、あるいは、こういう言葉はちょっと公の場所では使いにくいんですが、ある種の縄張り意識的な事柄もあるかもしれませんけれども、可能な範囲で案文化をしていたければ検討できるかなと思います。

2段目のところで、「学校等設置し、管理する者は」と、これは所管は教育委員会だろうというようなことで、そこからなかなか立ち入れないという話にもなるかもしれませんが、やはりそのあたりも調整をしながら、条項として起こしておく必要性はあるのかなと思っています。

それ以外でもいろいろな、子どもたちがいろいろと蝟集（いしゅう・夜集まる）する場所だとか、そういうところでのコミュニケーションの場での教育だとか、ネット上の教育だとか、そういうようなことも含めて広く予防教育の中に盛り込めるといいかなと思います。

検討会のメンバーが専門委員会のところの予防教育や、支援というところで専門委員としてかかわっておられた、そのフィールドとちょっと違いますので、その思いがなかなか検討会なんかで出てきにくいのかなと思っています。

やはりそこは報告書が出されていますので、その報告書の路線に沿って、少しそういう情報を起こしていくことも考えていきたいと思っておりますが、その点はいかがでしょう。どうぞ。

## ○峰委員

基本的に座長のおっしゃるとおりだろうと思うんですけども。現在、例えば予防教育のところ、最初の条項で教育ですとか、啓発活動を充実させるように努めるというようなことが書かれているんですけども、その対象が、何というんでしょうか、保護者と子どもというようなところで、対象がちよっと限定的なのかなという気がいたしました。もう少し県民全体に働きかけていくというような姿勢が案文の中に出てきてもいいのかなという気がいたしました。

というのは、先ほどから話題にも出ていますけれども、必ずしも学校に所属している子どもだけが教育の対象になるというわけではありませんし、それから保護者がいない子どもという場合もあるわけですし、もっと社会全体で、子どもを健全に導くというようなことが、予防教育の関係ではそういう視点が出てきてもいいのではないかと気がいたしましたので、この辺の書きぶりについての配慮、もしくは対象をもう少し広げるというような視点もあっていいのではないかと思います。

## ○安部座長

ありがとうございます。特に長野県の場合は、これまで県民運動の中で子どもたちを育成してきたという、ある種の矜持といいますか、誇りというものがある県で、県民意識も非常に高いと私も認識しております。そういう趣旨からしますと、県民挙げての啓発運動といいますか、県民も次々と新しく変わっていきますけれども、時が流れても県民の意識は変わっていかないという、そういう意味で相互に啓発し合うという、そういう県民活動、そういうところもどこかに盛り込めるといいのかなと、長野県らしいという少し語弊があるかもしれませんが、長野県としての条例の意味合いも出てくるのではないかなと感じます。よろしいでしょうか。

今日の予定では、この後、第2番目の、前回検討いたしました、いわゆる淫行に関する問題というのが、第2巡目の検討にも入ることになります。ここで、10分ほど休憩を入れたいと思います。3時5分から再開をさせていただきたいと思います。

(休憩)

### (3) いわゆる「淫行禁止規定」について

## ○安部座長

委員の皆さんがお戻りですので、会議を再開いたします。

それでは、次第の3項目になりますが、いわゆる淫行処罰規定についてです。

事務局からご説明をお願いいたします。

## ○福田情報公開・法務課長

情報公開・法務課長の福田でございます。座って説明をさせていただきます。

前回までに通り、条例の主要な論点につきましてはそれぞれご議論いただいたところかと思っております。この淫行処罰規定に関する部分につきましては、今までのご議論ですと、県民的な今後の議論の対象としていく上で、置く方向でどういう規定が望ましいか検討すると、それから従来、多くの県で規定しているような淫行禁止規定とは一線を画したものにすると。それから、具体的には淫行、または淫らな性行為と定めるだけのような、そういう規定は置かない。構成要件は明確かつ具体的なものにすると。

それから、既に他県で、昭和60年の最高裁判決における限定解釈をベースにいたしまして、より具体的な構成要件の規定を試みているケースがあるので、こうしたものを踏まえながら検討していく、こんなようなご議論をいただいたものと考えております。

こうしたご議論に沿って、今後、条例モデルにおけるより具体的な規定の仕方を検討していくことになるわけですが、やはり構成要件に当たる部分、いろいろ細かい議論等もございますし、重要な部分でもございますので、2順目の議論のトップでやらせていただければということで、私どもから資料を提出させていただいたところでございます。

資料4-1の構成要件の規定の仕方について、そちらのほうからご覧をいただければと思います。

最高裁判決をもとにした規定の仕方ということでございますけれども、最高裁判決の多数意見で示されておりますのは、二つの類型かと思っております。「淫行」「淫らな性行為」という規定の限定解釈として、第一類型、第二類型、この第一類型、第二類型をもとに、他県のより具体的な構成要件を目指しているところでも、それをもとにした規定を置いているわけですが、第一類型は、いわば性行為に至るまでの不当な手段方法の面に着目した規定ではないかと思っております。

この場合、一般的に用いられておりますのが威迫、それから欺罔または欺き、困惑という3つの用語が中心的な概念ではないかと思っております。

なお、最高裁判決の中には誘惑というものもございましたけれども、これは前に若干ご説明をしているかと思っておりますが、通常の恋愛でも誘惑ということはあるということでございまして、条例上、その表現を採用している県がございませんでしたので、私どももその誘惑という言葉は省かせていただいております。

ここでちょっと資料4-2を少しご覧いただきたいと思うんですが、まさに「威迫」、「欺罔(欺き)」及び「困惑」についてと題した資料でございます。

この資料は、要するに法令における威迫、欺罔、困惑の用例について少し整理をさせていただいたものでございまして、詳しい説明は省かせていただきますけれども、これら3つの用語はいずれも法律における罰則規定の構成要件として用いられてきた用語ではないかというふうに考えております。

そのそれぞれの規定につきまして逐条解説等の説明を提示しておりますけれども、例えば威迫の例でございますと、2ページ目をご覧くださいますと、刑法の証人等威迫罪がございまして、証人等威迫罪の構成要件として規定されております。

逐条によりますと、言語・動作をもって氣勢を示し、不安・困惑の念を生じさせることという記載がございました。平たく言えば、言葉や動作をもって精神的に圧迫を加えると、こういう趣旨で用いられているものかと思っております。

それから2番目、欺罔、欺きでございますけれども、これも刑法の中に、やはり詐欺罪で使用されておまして、うそ、偽りを言って騙すということ、これは売春防止法のところにそういう書き方がされておりますけれども、そういうことになろうかと思っております。

それから3番目、困惑でございます。これも売春防止法を初めとして、いろいろな法律で用いられておりますが、5ページの下のほう、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律を見ていただきますと、まさに文字通り、困り戸惑うことを言うというふうに説明をされているところでございまして、いわゆる困ってしまって判断力が低下してしまったと、そういう状況を指すものではないかと考えるわけでございます。

それぞれの典型的な用例につきましては、7ページに少し記載をさせていただきました。これは実は警察のほうからいただいた行為例でございまして、事例、または東京都で条例制定を検討する際に、説明に用いた事例をここに書かせていただいております。

威迫ですと、例えば逃げようと思っても逃げられないんだというようなことを言ったとか、あるいは入れ墨を見せて、俺は怖いんだというようなことを言ったとか、こういったケース。

それから欺罔、欺きでございますけれども、スカウトマンがタレントにしてやるということで、見返りでということですか、あるいはプロダクション関係者を装った男が就職を斡旋すると偽り、というようなことが当たるということでございます。

それから困惑でございますけれども、家出中の児童を家に泊めて、応じなければ追い出されて居場

所がなくなってしまうと思わせる、こういうようなケースであるとか、あるいは車に乗せて一人では帰れないような状況に置いたということが困惑をさせたものの典型的なケースとして整理をされているところがございます。

以上、この威迫、欺罔、または欺き、困惑といった、こうした概念につきましては、規定上、用いることはおそらく問題はないのではないかとというふうに事務局としては考えているところがございます。

資料4-1のほうに少し戻っていただきまして、ご説明を続けさせていただきますが、今、申し上げたのは、第一類型についての規定でございます、手段、方法の面での不当性を捉えた規定でございますけれども、こうした第一類型についての規定は、他県の例では、やはりこういう威迫、欺罔、困惑という概念を中心に定められておりまして、威迫し、欺き、困惑させというような規定を置くわけでございますけれども、多少バリエーションがございます、これは山口県の例でございますけれども、「困惑させ」の後に「困惑に乗じて」という文言を入れております。行為者は必ずしも積極的に子どもを困惑状態に陥らせた場合でなくても、困惑状態になっているのにつけ込んでということ、それも対象になるんだということを確認するために加えたのではないかと考えております。

それから千葉県や三重県の例でございますが、その下ですけれども、こうした3つの概念を例示として掲げておりまして、例えば威迫し、欺き、困惑させるなど、青少年の心身の未成熟に乗じた不当な手段によりと、こういう規定の仕方をしております。こうした行為、そういう不当な行為に類するような不当な手段全般といいますか、そういったところに若干広げた表現を使っているものでございまして、実はこの文言は、最高裁判決の多数意見が使っているものをそのままの規定の上で引っ張っているということではないかと思えます。

さらに少し独自の定め方をしているのがその下でございます、これ京都府の例でございますけれども、精神的、知的未熟または情緒的不安定に乗じて淫行またはわいせつ行為を行った場合と、こういうのが京都府の規定でございます。

淫行という言葉は使ってはいるんですけれども、手段、方法の面での不当性を精神的、知的未熟又は情緒的不安定に乗じてという言い方を使って、該当する場合を限定しているということではないかと考えております。

この表現につきまして、私どもちょっと調べてみたんですが、最高裁判決の補足意見の中でこれに近い表現を使っております、この規定はやはり最高裁判決の限定解釈を受けた定め方をしているかなと。やはり多数意見の考え方を踏まえて、そういう表現を引っ張ってきたものではないかというふうに考えているところがございます。

これに対しまして、第二類型のほうは、単に自己の性的欲望を満足させるための対象として扱っているとしか認められないような性行為ということでございまして、最高裁判決の多数意見はこの第一類型とは独立の類型として記載をしているわけでございます。

要するに性行為に至る手段や方法の面で必ずしも不当性が認められない場合であっても、動機や目的の面で不当であるということを確認して、単独、独立の構成要件としているものではないかと思えます。

千葉県や三重県の規定はまさにこの最高裁判決の多数意見の書き方に忠実に従って、これを単独の第一類型とは別の構成要件として定めているところがございます。

実は、前回ご議論のございました大阪府や山口県の条例というのは、この第二類型を、少なくとも単独の構成要件としては規定していないのではないかと考えております。特に大阪府は第一類型の要件にこの第二類型の要素も加えて、もっぱら云々というような形で、一番狭めた書き方をしているというふうに読めるのかなと思うところがございます、この書き方については、前回の検討会でもご確認をいただいたところかと思えます。

こうした最高裁判決が明確に示した要件、さらにそれをもとにしてこれらの府県が採用している二

つの類型の構成要件の定め方につきまして、これから作成する本県の条例モデルでは、どのようなスタンスをとるべきなのかが今回、ご議論いただければありがたいという主題でございます。

具体例を見ながらご議論いただくのがよいのではないかとということで、前々回、警察のほうから示していただいた、要するに本県では条例がないために立件できなかった性被害、17件につきまして、こうした構成要件に該当するかどうかというのをちょっと整理を試みてみたというのがこの資料でございます。これも申し上げるまでもなく、立件をしていない案件でございますので、必ずしも十分な事実関係が明らかになっているものではございません。したがって、該当するという断定をちょっと致しかねるということで、形式的に見て構成要件に該当する可能性が高いのか、それともこれでは立件するのは難しいのかというところを指摘するにとどめておりますので、その点はお含みいただければありがたいと思います。

次のページ以降書いてございますので、具体的なケースをご覧いただきたいと思います。一回ご説明をした案件、もう一度繰り返して大変恐縮でございますけれども、1件ごとにちょっとご覧をいただければありがたいと思います。

1でございますけれども、これは県外の男性でございますが、中学校3年生の女の子に相談に乗ってあげると言って呼び出して、家出をさせて性行為を行ったというケースでございます。

県外の自宅まで連れていき宿泊場所がなくなってしまう、相談相手がなくなってしまうと思わせた事例ということで、第一類型では少なくとも困惑という部分に当たるのかなと思っております。第二類型のほうも該当をしてくるというふうに考えております。

2番でございますが、これは過去に女子高生と性行為を行ったケースについて、犯罪になるのかとって警察に相談に来たということでございまして、本当にまじめな相談だったのかなと、意図が若干不明のところはございますが、そういうこともございまして具体的な事情に関する条項がほとんどございません。

したがって、調べていけばということはあるのかもしれませんが、少なくとも明らかになっている部分からは第一類型に該当するという事実は認められないと思っております。第二類型の該当しか、おそらく問題にならないケースであろうと。

それから3番でございますけれども、これも1に近い事例でございます。相談に乗ってあげるといって性行為を行ったものでございまして、断ったら以後、相談には乗らないと、こういうふうに言われたということでございまして、少なくとも困惑、場合によっては威迫ということも成立するかもしれないというふうに考えております。第二類型の方も該当するというふうに考えられます。

実は、第二類型のほうはこの後、全ての事例において該当する可能性が高いのではないかとと思われるところでございまして、以下、第一類型のほうを中心に説明をさせていただきたいと思っております。次のページをお願いいたします。

4番でございます。子どもの裸の写真を入手し、さらに性交しなければ自殺するとまで言っている事例でございます。威迫、困惑というところは十分に該当してくるのではないかと考えております。

それから5番でございます。元暴力団員がまさに暴力団関係者であると言って恐がらせて性行為に及んだもので、威迫、困惑等が該当してくると思われま。

6番でございますが、遠隔地に住んでいる相手にふざけて実際に会ったとしてもいいと、こういうふうにおいたら本当に来たので困ってしまったというものでありまして、困惑に該当する事例ではないかと思っております。

次のページをお願いしたいと思うんですが、7番でございます。アルバイトを紹介するといって家に連れ込んだものでございまして、入れ墨があるようでございますので、これを見えるようにしたとすれば威迫が成立する可能性がある。またアルバイトをそもそも紹介するつもりがなければ欺きでございますし、当然、困惑のいずれでも該当すると思われるところでございます。

それから8番でございますけれども、これも6に近いケースでございます。わざわざ遠くから来

たのにと言ったということでございます。困惑、あるいは場合によれば威迫が成立する可能性もあるかなというふうに思うわけでございます。

9番でございますが、食事をしようとして誘ってわいせつ行為を行ったということでございまして、帰れなくなると思って応じてしまったということでございます。困惑に該当する可能性があると考えられます。ただ、同じ市内であって、まだ時間的にもちょっと早いようでございますので、本当に困ってしまったということが言えるかどうか、若干、微妙な事例かなという気もいたします。

次のページをお願いしたいと思います。10番でございますが、きれいだと言って誘惑したものでございまして、これも甘言に乗ってしまったということかもしれないわけですが、率直に申し上げて第一類型該当とするのは難しい事例なのかなというふうに考えておりまして、第二類型のほうでしか考えられない事例なのかなというふうに思います。

それから11番でございます。母子家庭におけるケースでございまして、母親が入院してしまったと。さらに受験生だったということから、非常に情緒不安定になっていて応じてしまったということでございます。

悩んでいることにつけ込みといった記述がございまして、例えば困惑に乗じてという規定ですとか、まさに京都府のように情緒的不安定に乗じてという、こういう規定であれば該当するのかなというふうに考えられるところでございますが、仮にそういう規定がなかったときにどうかと、第一類型として立件できるのかどうかというのはやや疑問といえますが、難しい事例になるかもしれないというふうに考えております。

12番でございます。これもやはり遠方から来てしまって困ったという事例でありまして、困惑に該当すると思います。特にこのケースについては、子どものほうの知識が乏しいことにつけ込んで心身の未熟に乗じてという、そういう意味合いが非常に強いケースではないかなと思うわけでございます。

次のページをお願いしたいと思います。13番でございます。こちらは家出をしてきた女の子に対して性行為を行ったというものでございまして、宿泊場所がなくなってしまうという困惑に乗じてということで、先ほど見ていただいた典型例に当たるケースであろうかと思っております。

14番をご覧いただきたいと思いますが、父親の友人という関係を巧みに利用してというふうな記述がございまして。これも日ごろから知っている父親の親しくしている友人に誘われたということで、その際に困惑状態に陥ったという可能性は十分あるとは思っておりますが、この事例も具体的にどういうやりとりがあったかについての条項がございませんので、第一類型で立件できるかどうかというのはちょっと微妙なところがあるかなというふうに考えているところでございます。

それから15番でございます。県外から家出してきた女の子が暴力を振るわれそうになったのを助けた後で、暴力団と付き合いがあるなどというそういう関係になったものでございまして、威迫、困惑などに該当する可能性が高いというふうに思うところでございます。

それから16番でございますが、これは中学生同士の学校内での性行為でありまして、日ごろから乱暴な男の子から言われて恐くて断れなかったというものでございまして、威迫、困惑等に該当する可能性はあるかと思っておりますが、ただ、男の子のほうも中学生でございますので、子どもに対する免責規定があれば当然その対象になるということで、そういう意味ではもともと罰則の適用の対象とはならないケースではないかと思われま。

それから17番でございますが、終電に乗れずに友人の交際相手のところに泊まりに行き、相手の男のほうから友人の面前で性交したいと言われたというものでございまして、友人の子が怒って出て行ってしまって、やはり一人残されて遠方なので帰れないという事情もあって断れなかったということで、困惑に該当するものではないかというふうに考えるところでございます。

以上、駆け足でご説明を申し上げましたが、とりあえずの整理ということで記載をさせていただいておりますので、そこをちょっとご覧いただきたいと思っております。

先ほども申し上げましたが、第一類型に関するほうは、威迫、欺き、困惑という用語の明確



性という点では問題はないのかなというふうに思っておりますが、今、ご覧をいただいたとおり、この17件の中にも、おそらく第一類型では立件はなかなか難しいのではないかとされる事例が若干含まれているかなということでございます。

さらに申し上げれば、今、ご覧をいただいたとおり、その3つの概念の中でも困惑というのが比較的広く捕捉できる文言といたしますか、非常に、そういう意味では広い概念なのかなと思うわけでございますけれども、やはり微妙な事例が結構あったように思います。

そもそも困惑という規定については、この辺、私ども実務上の経験がございませんので、またぜひご助言いただければと思いますけれども、立証していく上で少しハードルが高いといたしますか、難しい面がある規定かなという、意見も事務局の中にはございました。要するに子どもの側が本当に困惑状態に陥ってしまって、結果として判断能力の低下を招いて性行為に応じてしまったという、本当にそういう状況にあったかということ立証していくということに若干、ハードルがあるかなと、微妙な事例の場合はどうなのかなということはあるのかもしれないと、こういう意見もございましたので、つけ加えさせていただきますけれども。

そういうようなことがございまして、若干、この威迫、欺き、困惑で捉えられないような部分を補う意味も含めて、例えば心身の未成熟や情緒不安定等に乗じてというような文言を付加することも一定の意味はあるのかなというふうに思うところでございますけれども。こうした点について、ぜひご専門のお立場からご意見をいただければありがたいと思うところでございます。

1についてはそういうことではございますが、もう一つの大きな問題は、第二類型を独立した構成要件として書き込むべきかどうかということかと思っております。この17例を見ても、第二類型はおそらく全ての事例で該当する可能性が高いのではないかとされるところでございまして、非常に広く性被害の事例を捉えることができる要件ではないかと思うわけではございますが、広いからいいとかということではないと思っておりますが、過不足なくということなのかなと思うんですけれども。

広いからいいとかということではなくて、条例の理念の関係でどうなのかなという点をやはり少し考えてみる必要があるかなと私も思っております、要するにここにも記載をさせていただきましたが、子どもは性行為をすることによって心身に被害を受けやすいのであるから、もちろん真摯な恋愛によるものは当然除かなければならないわけではございますけれども、大人が子どもに対して自分の性的な欲求を満たすためだけで性行為を行うこと自体が社会通念上、非難されるべきであると。こうした理念を掲げるのであれば、そもそも性行為に至る手段、方法が不当なものだけではなくて、動機の面で不当な行為というのは対象にしていくという、この第2類型の考え方というのは、ある意味、非常に重要な視点ではないかと。何らかの形で、この第2類型の考え方が盛り込まれることが望ましいのではないかなという気がするところでございます。

ただ、こちらの類型の問題は、構成要件として明確なものと言えるかどうかということについて批判があるということでございまして、最高裁判決の中でも多数意見はこの類型を認めておりますけれども、これに反対する裁判官がいらっしゃったということはお承知のとおりでございます。広く捉えられるけれども、かえって明確性を欠いてしまうというようなきらいがないかどうかということではございまして、この問題についてどう考えていくかという問題でございます。

もう一つ、材料といたしまして、近年、この第二類型に該当するかどうか争われた下級審判例がございまして、あわせてご紹介させていただきたいと思っております。

8ページをご覧いただきたいと思うんですが、これは愛知県の事例でございます。この女の子ですが、17歳9カ月ということで、18歳目前の高校生でございました。既に恋愛経験、性経験がある子でありまして、アルバイトとして勤務していた飲食店の店長、31歳の男性とそういう関係になったというものでございました。次第に仲よくなって、最初に誘われたときは、まだ正式につき合っていないからと言って一旦、断わった経緯があるそうではございますが、男性のほうから正式につき合っているつもりだと言われて応じているものでございました。その後デートのたびに性行為に及ぶという関係が

続いておりましたが、あることからこのことを母親が知りまして、激怒して警察署に申告をしたという事例でございます。女の子の側も、男性には妻子があるということは知っておりまして、特に結婚の意思はなかったと、男性の側からも妻と別れるつもりはないとはっきり言われたという事例でございます。

この男性は警察に逮捕拘留されまして、略式命令を受けて罰金40万円を納付しております。ところがその後、正式の裁判を求めて争ったところ、簡易裁判所で無罪の判決が出まして、そのまま控訴期間経過で確定しております。無罪になりましたので、今度は男性側が愛知県と国を相手取って、違法な逮捕状請求、違法な公訴提起であるとして国家賠償法による訴えを起こしたものでございます。

第一審判決はこの男性の訴えを認めております。一審の考え方は、デートするなどしてつき合っていたものであって、性行為のみの関係ではない。男性に妻子がいたことを除けば、いわゆる恋人同士の関係と全く異なるところはない。妻と離婚するつもりはないとあって、それでも了解の上でそういう関係になっていたのだから、単に自己の性的欲望を満足させる対象として扱っていたものとは言えないという判決でございました。

この一審判決によりますと、最高裁判決は不倫とか不純とか、そういう抽象的、多義的用語を避けて限定解釈を示している。国が不倫行為であるということを強調してそれに反論しようとしているのは、判決の限定解釈を全く理解していないものだということ、かなり厳しく愛知県警及び検察の対応について批判しております。

ところが、これが9ページのほうの第二審になりますと正反対の判断になります。男性との性行為はその妻との関係で、民事上、不法行為を構成する違法行為である。したがって、妻から損害賠償請求され得るものである。

女の子は、男性と婚姻に発展することは望まないが、真剣につき合ってくれるのならという、そういう場合であれば性的な関係になってもいいと、こういうふう考えていたもので、二審判決にいわせると、妻のある男性とそういう関係になることが社会的、法的にどういう意味を持つか十分に理解していなかったと。そもそも男性のほうは最初のデートからわずかな期間で性行為に及んでおり、こちらの男性にとって非常に真剣度の乏しい交際であったと。したがって、警察官が単に自己の性的欲望を満足させる対象として扱っている場合に当たるとして、捜査逮捕等を行ったことについては根拠があると、こういうふうにしてしているわけでありませう。

この事例につきましては、国賠の訴訟のほうでは、今見ていただいたように、第二審で淫行に該当する可能性が高いと指摘をされたわけでございますけれども、一応、条例違反としては無罪が確定しているわけでございます、いろいろと評価が分かれるケースではないかと思っております。

これをあえてご説明させていただいたのは、やはり第二類型については非常に、微妙な事例での対処というのは難しいということを示すいい事例かなと思ってご紹介したわけでございます、こうした事例を念頭に置いた場合に、第二類型について条例モデルというのはどういうスタンスに立つか、構成要件として定める場合はどういう形で定めるのが適当か。この第二類型の要素を踏まえて、さらに新しい定め方みたいな部分もあるのかもしれませんが、そういったようなものを含めて、こうしたものについての考え方についてご意見をいただければありがたいと考えているところでございます。

どうぞよろしくお願いたします。説明、以上でございます。

#### ○安部座長

どうもありがとうございました。大分、明確になってきたように思われます。

ただいまのご説明につきまして、何かご質問、ご意見がございましたら。

前回といいますか、第一順目のいわゆる淫行関連の規定のあり方については、大阪府条例が一つ重要な、規定の参考となり得るところで、ここで取り上げられたわけですが。

その際に、大阪府条例の場合にいう、いわゆる専ら性というところの絞り込みですね。

その絞り込みは、特につけないというところでご了解いただけたと理解しております。

今日は新たに17事例を、第一類型のもとに構成要件の当てはめをした場合にどうなるかというところでご紹介いただいたわけですね。

第一類型だけですと、例えばですが、番号で言いますと2番目のケースは、事実関係が不明瞭な部分がありますので、ちょっと対象とするべきかどうかは判断の材料になりにくいところがあります。

第10例目、番号の10のところでは、誘惑行為は認定できるけれども、威迫に当たるべき困惑させるところ、困惑に乗じてというところを入れるにしても、それには当てはまりにくいのではないかとことです。

したがって、2を除きますと、この番号順でいいますと10番目の事例が、第二類型がないことによって外れることになると思います。

これはやむを得ないといえますか、外れてもしようがないのではないかとこの考え方もあろうかと思えますし、第一類型だけで考えていくほうが、より、構成要件の明確性を担保するというところではないかという議論が前回もあったところですね。

第二類型を加えることでファジーな部分といえますか、その判断する根拠がちょっと曖昧な部分になっているということが、よりここが悩ましいといえますか、難しいことになるだろうと思えます。

ただ、その必要度というものについては、先ほどご説明いただいた点であると思えます。

いかがでしょうか。

#### ○伊藤委員

番号の10については、「綺麗だ、直接会いたい」という誘い出しですけど、実際、裸の画像を撮られているケースでもあるので、これは事案としては、その写真を撮ったということなどをどのように利用していたのかとか、撮られた経緯とか、そういうことを踏まえると、必ずしも第一類型に、絶対当たらないのか疑問に思えます。

ほぼ第一類型のところカバーができるということも逆に今回わかったということではないかと思えますし、第二類型については、やはり明確性という観点では問題があると思えます。

特に最高裁、これは国賠の事例ですけど、そこでこれだけ解釈が分かれるのはどうなのか。

刑罰法規の明確性というのは、罰則を設ける以上、できる限り明確にということで、確実に争いがあることがわかっているものを設けることは、私自身は反対と思っています。

#### ○安部座長

伊藤委員は第一類型で全て対応できるんじゃないかと、それでやるべきであるというご主張ということですね。

10事例についても、これもその聴取の仕方によっては。

#### ○伊藤委員

わからないですけども、実際、細かくその問題意識を持って聞いてきたわけではないと思えますし、それはいけるのではないかと思えます。

威迫、欺罔、困惑については、構成要件上、定義が明確である以上、これが不明確ですとは申し上げにくいというの、私個人としては思えます。

ですので、第一類型、次に心身の未成熟に乗じたというところについて言うと、18歳未満ということであれば、人それぞれ成長度合いは違うにしても、限定をしている意味合いがどこまであるのかという気がしますので、そこはそういった解釈の余地を残すのではなく、他の法令でも使われている用語を意識して使うことによって、明確性についてはかなり意識したモデル案にするというのは一つあ

るのではないかと思います。

救いたいがために広くすることによって、逆にその条例自体が問題になるとか、そういったことがあるのであれば、一番固いところで検討するのが一つの方法ではないかというのが私の意見です。

#### ○安部座長

伊藤委員の考え方にちょっと違いますという委員はいらっしゃいますか。

#### ○峰委員

基本的には、例えば第二類型はやはり、条例の理念との関係でいいますと重要だというご指摘が先ほど事務局からありまして、その点についてはそうなのかなとは思う反面、伊藤先生がおっしゃったような明確性の観点からいきますと、二の類型というのは私個人としても設けることには躊躇を覚えるという立場でございます。

その点では伊藤先生のご意見とは共通かなと思っております。

ただし、私個人の意見としましては、この子どもの性被害を守るとか、子どもを性被害から守るということを端的に構成要件の中で出現しようとするのと、むしろ京都府の条例のように、子どもの精神的、知的未熟、または情緒不安定に乗じてというような表現を設けてしまうという書き方、その中に、この第二類型に該当するような行為を第一類型の中の、今申し上げた類型に入れてしまうという書き方も、一つの方法ではないかと思いました。

その点ではちょっと意見を異にしているかもしれません。

例えば準詐欺罪で「未成年者の知慮浅薄に乗じ」という文言があり、あれは確かそんなに文言が不明確だとか何とかというような問題はあまり聞いたことはないという気がしてまして、実はそれが一番この実態に合う、処罰の対象にする実態に合うような整合になるのではないかと、その形態に当たるのではないかと考えております。

#### ○安部座長

ありがとうございました。第二類型という最高裁が示したこの類型とはまたちょっと違うわけでしょうけれども、第一類型の枠組みの中で、第二類型が意図するところを盛り込むメニューではないかと、こういうことです。

轟委員、何かございますか。

#### ○轟委員

専門委員会の際に、安部先生がおっしゃっていた、例えば夫婦、あるいは恋人同士であっても、性交渉が常に何か真摯な婚姻関係、あるいは真摯な交際関係の意図に基づいて行われているかという点と必ずしもどうかというご意見を、私も印象に残っているんですが。

昨今、夫婦でなくても事実婚のような形をとるようなカップルも増えていたり、さまざまな交際関係が今、多様化されている中で、捜査機関側で一体、これが真摯な交際のもとに行われた性交渉なのか、もっぱら性目的のためかというのは非常に解釈が困難でと思われまます。

また、このようなことに警察や検察、裁判所が関与すること自体、法は家庭に入らずという格言に矛盾する余地もあろうかと思えますし、やはり主観的目的で犯罪視するということは非常に、現場の混乱も含めて、あるいはこのように解釈が一審、二審、最高裁とさまざまに異なってしまうことも踏まえて、各委員の意見に賛成で、これ排除すべきだと考えます。

## ○安部座長

事務局のお話しの背景には、その条例整備の趣旨として、性被害を子どもたちに与えてはならないという大人の責務を前に出してきたような、そういうお話しと思っております。

したがって、大人としてあるべき行為ではないという一つの類型として、社会通念上、許しがたい行為だということと第二類型のような表示の仕方になってきていると思っております。

ただ、条例の本章をどういう視点から見ると、考え方は変わってくるかもしれません。

子どものその目線といいますか、子ども自身がその性被害のまさに受けている主体といいますか、受けるという意味では客体なんだろうけれども、その当事者としては主体として、その子ども自身がまさに被害意識を持つ、被害感情を持っているというような、そういう行為であれば、それはここで言うところの性被害として把握していけるものと思います。

その場合に、では社会的に許しがたい行為というものが、例えばそれが子ども自身にとって性被害意識を取り出せるような行為かどうかというところは非常に曖昧で、状況を見て多分変わってくるだろうと思います。

ただ、その状況というのを、峰委員のおっしゃられるように、もう少し第一類型の中で明示していくことも可能なのではないかと、できるだけ形が外から見ても明確にできるような範囲で対応するほうが、刑事罰を科すという意味での刑事法の宿命的なものでありますので、それについての明確性というところに縛られるとしてもやむを得ない。

その意味でも、あまりこの第二類型が何かを包括的に引き受ける場所にするようなことは避けたほうがいいかなと私自身、感じているところです。

ケースで言うところの第10番目の例にしても、このケースについて、その被害児童がかなり被害意識を持って後悔をして、その甘言に乗ってしまった自分自身に対する嫌悪感だとか、いろいろな意味で精神的にその後、厳しい状況に陥っているというような場合であれば、何とかその客観的な状況というもので限定していく中で、行為の違法性といいますか、威迫に当たるのか、その聴取の仕方によっては困惑状況が見えてくるとか、あるいは、それこそ困惑に乗じるという形でも、当然、処罰の対象になり得ると私は思っています。

新しい見方かもしれませんが、先ほどの山口県の条例の中で、困惑に乗じる、別に自分自身が行った行為によって相手が困惑しているわけではなくて、もう夜遅くなってどうしようと困惑しているという状況がある場合には、まさに困惑に乗じてということになると、それが読み方によっては困惑に乗じて誘惑をしているというようなこともあるわけでしょうけれども、作為行為としては誘惑をしている話でしょうけれども、やはり困惑に乗じる、という悪意に見ることは可能になってくるだろうと思います。

趣旨を子どもの被害、性被害を中心に考えていくということと、それからその大人の責任を論じるにしても、その明確性の範囲の中でという、そういう視点で、その第一類型の中で大人の責任というところを何とか表現していけないのかなと、それが京都の条例のような枠組みの中で、大人が子どもの知的未熟や情緒的不安定というものに乗じるという行為をしてはならないと考えれば、ここで言う、単に自己の性的欲望を満たすために行っている行為というものもそこに入ってくるのではないかと。

その目的があるから乗じるわけでありまして、そういう理解の仕方といいますか、整理の仕方でもできるのではないかと考えますが、大変重要なところですので、もう少し検討をしたいと思っております。

今日一日で結論を出して具体的な案文をつくるということではもちろんありません。

ただ、前回に比べますとかなり、細かく具体的になるよう、規制といいますか、禁じて具体的な条項に起こしていくことがより明確になってきているのではないかと感じました。

まだ言い足りないことがあるかもしれません。

## ○轟委員

こうしたほうが良いというものではないんですが、第二類型については罰則から外して、ある種の倫理規範というか、行為規範として別途、せつかく最高裁で指摘されている部分でもあり、また中には困惑とかそういったものに該当しなくても、好ましくない事例というのは想定できるかとは思いますが、そこから外して、それはどこかに置いて。

罰則に該当するものは、峰委員がおっしゃった客観行為に限定するというのも一つなのかなと考えました。

#### ○安部座長

それはおよそ大人の責務というような形で、総論的な規定ですよ。

罰則のともなうも個別の規定の中にはあえて置かなくても、大人の責務としてということ、訓示的なところで示していくというのも一案ではないかと、こういうご提案だと思います。

大変重要なご提案をいただいたと思いますが。

#### ○伊藤委員

私は、今、轟委員のおっしゃった訓示的といいますか、一つ規定で入れるというのは方法としてはあるのかなと思います。

例えば刑事責任は問えないけれども、民事的な問題で違法である、条例違反だと指摘できる、そういう役割があり得ますので、それは方法としてはあるのかなと思っています。

また、条例モデル案では前文をもうけるという話も出ていますので、子どもを性被害から守りたい、淫らな行為で子どもを傷つけることをしてはいけない、そういったこの条例に対する思いは前文の中に盛り込む方法もあると思います。罰せられるからやってはいけないということではなく、子どもをとにかく被害に遭わせたくない、そういう被害感情を子どもに持たせるようなことがないようにという思いがあるということの前文でうたっていくというのもやはり方法としてはあると思っています。

#### ○安部座長

ありがとうございました。

つまり第二類型を決して無視するようなものではないということで、了解してよろしいということですね。

ただ、罰則をつけると明確性のところで、超えがたいものもあるだろうというお話としてまとめさせていただきたいと思います。

その上でもう少し検討を重ねましょうということで、その点について事務局はよろしいでしょうか、今後の検討課題で残りますけれども。

#### ○青木次世代サポート課長

はい。

#### ○安部座長

それから第一類型の中で、今の第二類型の趣旨も生かした意味での精神的、知的未熟または情緒的不安定に乗じてというようなところを盛り込むことについて、ある意味では、具体的な不当な手段、方法というものに限定する話ではなくて、もう少し広い、乗じる行為というところにつけ加えられる話になるんですけれども、それでよろしいかということについては、峰委員も轟委員も大体同じ、それも第一類型の中で対応していけばいいのではないかというお話でもありましたので、そこは広がってもいいんじゃないかということですよ。

伊藤委員はいかがでしょう。

○伊藤委員

京都の場合は、精神的、知的未熟または情緒的不安定に乗じてその行為をしてはいけないということになるので、威迫、欺罔、困惑というところが抜けます。

峰委員のおっしゃっている、その案というのは、威迫、欺罔、困惑というのを外してしまって、あくまでも京都と同じような規定でというご趣旨なのか、それとも、その「など」とかそういう形で、乗じた不当な手段みたいな形という趣旨なのか、その点を教えていただいてよろしいでしょうか。

○峰委員

私の先ほど申しあげましたときには、威迫、欺罔、困惑というような例示を挙げた上で、「などの子どもの精神的、知的未熟、または情緒不安定に乗じて」という形にすること、もしくは威迫、欺罔、困惑と並べた形で、並列的な形で精神的、知的未熟、または情緒的不安定に乗じてという形にすること、どちらもあり得るという気がいたしました。

ただ、雑駁な形で全部、子どもの精神的、要するに未熟に乗じてとしてしまいますと、年齢的に該当すれば全てに該当するということにもなりかねなくなってしまいますので、それは少し広げ過ぎかなとも思っております。

雑な言い方で先ほど申しあげてしまいましたけれども、威迫、欺罔、困惑といったものを外すということではないということで申しあげました。

○安部座長

並列ではなくて、やはり直列というのか、威迫、欺き、困惑させ、または困惑に乗じて行う行為と一緒に、子どもの精神的云々、その不安定に乗じてというのではなくて、威迫し以下がかかってくる話になると理解してよろしいんですか。

○峰委員

私もあまり詰めずに発言してしまったような気がしますが、威迫し何とかというのがかかってくるというのが一番、落ちつく考え方かなと思っております。

そうしますと、千葉県での条例と似ているのかなと、ただ、千葉県の条例の表現を、どちらかというと、もう少し整えるような表現にしたら良いのではないかと考えています。

○安部座長

その点について、轟委員はいかがですか。

○轟委員

特に異論ございません。私もなるほどと思って聞かせていただきました。

○安部座長

ということは、威迫等々の手段、不当な手段を用いて、子どもの精神的等々の不安定に乗じる行為をしてはならないと、こういうお話しですね。

したがって、威迫し、欺き、困惑させという文を、そこがまた今後の課題ですが、そのみに限るのか、例えばそれは例示として挙げるのか、挙げられるべきものなのかというところは、例示として挙げるということであればもう少し幅広く、そのほかの手段、不当な手段を用いてという話になると思います。

いや、それに限定すべきだ、という考え方もないわけじゃないと思うんですが、その点は伊藤委員

いかがですか。

○伊藤委員

現時点では明確性という観点からすると、私自身の個人的な意見としては、やはり限定という方向に意見としては傾いています。

威迫、欺罔、困惑のうち、困惑は、その捉えようによっては、困惑に乗じた結果、つまり、精神的、知的未熟、または情緒的不安定とか、不当な手段をされたことによって子どもがどうなるかといったら、困惑したのでしょうかということになるのではないかと思います。

だとすれば、あくまで、そこは困惑というところをどう立証していくかという問題で、その中の要素の中に、その精神的や知的未熟の部分というのは入ってくるのではないのでしょうか。

あくまで困惑の事実認定の中で、その精神的とか知的未熟とか、情緒的不安に乗じたような行為、そういったような行動があったとすると、困惑しているとかどうかという問題になるのではないのでしょうか。威迫、欺罔の場合は積極的な行為がありますが、困惑の場合は、子どもの状態に着目した概念で、威迫、欺罔と困惑は少し捉え方というか、視点が違ってくると思います。

だからこそ、困惑については本当に限定的といえるかどうかという議論はあると思います。

そこを、困惑は、ほかにも法令もあるしというところで乗り越えるとするならば、あくまで、そこは困惑をどう立証していくかという問題に帰着するという考えもあるので、そういう考えもできるという意味では、その威迫、欺罔、困惑というところに限定したほうがよいと現時点ではそのように私は思います。

○安部座長

ありがとうございます。つまり、それ以外のその他不当な手段を用いてというところを今のところ考えるメリットはないという。

○伊藤委員

では、何が入るかというところを出していかないと、そこには一定の疑問が残るとするか、やはり不透明な部分があるのではないか、その不当なその他手段というところの構成要件について明確性を欠くというような意見が出てくると思います。

○安部座長

刑事法令としてその他何々というのはちょっと好ましくはない。威迫し、欺罔し、困惑させというところで、特に最後の困惑させのところでかなり幅広くとっているのではないか、特に困惑に乗じるところまで入ってきますとかなり広いなど。

その状況で、おそらくこれ挙げられた事例をもう一度見直した場合に、どれでも入ってきますねということでしょうか。「その他不当な手段」を設定しなくても、過不足なく対応できるんじゃないだろうか、こういうご意見なのかと思うんですが。

○轟委員

今、思いついた事例ですが、困惑に乗じてを入れるか入れないかという部分についてですけど、例えば、部屋から全部、時計のたぐいを全部見えないようにして、もう終電の時間は終わってしまったと、帰る手段はもう送ってもらうしかないということをあえて作出してそういう行為に及んだ事案とか、あるいは長野県の人里離れたようなところはごまんとありますので、そういったところで帰る手段がない状態に落とし入れて、それを利用してそういう行為に及んだ事案など想定できるんですが、それが、果たして全て困惑ということを行為によって作出したと言えるかどうか微妙な事案も出てく



るのではないかと想定できます。

そうすると、やはり私としては、これに乗じた不作為的な規定も入れて、入れることがやはり少年保護になると考えます。

#### ○安部座長

困惑に乗じてを入れるということについては、伊藤委員はいかがですか。

#### ○伊藤委員

現時点では、ほかにつけないということであれば、乗じてというところが一つのモデル案としての落としどころがあるのかなと個人的には思っています。

困惑させと困惑に乗じてが、文言上、実際、どのくらい差があるのかということ自体は、私もよく研究しているわけではないので、現時点ではどのくらい差があるかなと思いますが。

今、轟委員のおっしゃったような事案が、「させ」では実務上とれない、でも「乗じて」であればとれるだろうというような、「させ」と「乗じて」はかなり違うものかどうか、峰委員にぜひ実務的な感覚として教えていただきたいと思います。

#### ○峰委員

やはり「困惑させ」ということになると、作為と捉えることになるとしますので、その行為者の行為のきっかけに、まず被害者が困惑したとか困った状態になった。ですから積極的に、今まで困っていなかったのが、積極的に行行為者の行為によって困ったという心境に陥ったということが必要でしょうし、それを立証しなければいけないことになると思うんですね。

そうしますと、やはり作為ですから、客観的な行為に着目することになるとということですけども。

ただ「困惑に乗じて」ですと、何もしないけれども、例えば行為者から積極的なことはしないけれども、子どもが非常におびえている、もしくは困ったな、どうしようかな、と混乱した状態になっている。

それをしめしめと、不作為で利用して、何もしない。ですから、行為者の弁解とすると、「私は何もしていない。勝手に子どもが困っただけだ」というようなことになってしまう場合であったとしても、それを利用したと評価できるような状態があれば、「困惑に乗じて」ということは立証可能になると考えられます。

そうしますと、どちらかという、行為者の弁解を許してしまうのは「困惑させ」になるのに対し、「困惑に乗じて」ということになると、子どもが困った状態なのを大人が利用したことが処罰の対象になり、立証も容易になってきますので、やはり被害者、子どもの保護を考えますと、「困惑に乗じて」という構成要件があったほうがより適切ではないかと思われれます。

漠然とした説明で、轟先生のほうがご存じなのではないかと思うので、先生、もう少し何か実例等がございましたら挙げていただくとありがたいと思います。

#### ○安部座長

轟委員、何か具体的な事例の違いというのがもしあればですが。

私が頭の中で勝手に考えているだけの話ですけども。

例えば、長野県の山奥で彼氏と喧嘩をして、山の中で夜中の10時でも放置されてしまって、それで女の子がとぼとぼと歩いていたとします。そこに通りかかった他県の人でも長野県でもいいですが、ドライブから帰る途中の男性が、その彼女をピックアップして、困っているわけですね。自分が困らせているわけじゃないです。その女の子を車中に招き入れて話を聞いてみると、要するに帰る方法術

がない。その車は、山の中でパーキングに止まっているとした場合、そこでその困惑している状況につけいってというか、困惑に乗じて性行為を行うと。彼女はもう暗黙のうちに、そういうことを受け入れないと連れて帰ってもらえないんじゃないかとか、そのまま一人でまた放り出されても不安があったりするという状況の場合には、決して彼が山の中まで連れてきたわけでもないし、困惑させているわけでもないんだけど、その困惑に乗じてという話だということになりますね。

それに対して、意図的に困惑させてという、連れて来て、このまま自分の言うことを聞かないと帰れないぞみたいな形に困惑させるという、これは作為行為ですけども、そういう違いはあるのかなと思いますけれども。

その点、轟委員、いかがでしょう、今のような事例の場合は。

#### ○轟委員

それに乗じた規定がないとちょっと難しいのかなと。

#### ○安部座長

先ほどの例、後から来た車に招き入れてという場合ですね。

#### ○轟委員

ちょっと今、思いついたもの、端的なケースだとすると、例えばもう既に強姦、レイプ等に遭ってどこかに放置されている少女がいたとして、それを見つけた大人が、抗拒不能とか畏怖しているのを利用して単純に性行為に乗じた場合に、積極的行為は何もないんです。

ただ、車に入れて性行為したという客観的行為しかないわけだから、乗じたという規定がないと、ちょっとこの立件というのは無理かなという感じを受けます。

#### ○安部座長

そういう状況の中で行われ、発生した被害というものについては、困惑に乗じてというところでまとめていいんじゃないかということですよ。

伊藤委員、いかがでしょうか、そんなふうにある程度、フォローできるようなことがありますと。

#### ○伊藤委員

違いがあるということになってくれば、そこの違いを説明して、そういう趣旨であるということで、モデル案ですので、あくまで、そう考えますと提示するのはあるのかなと思います。

#### ○安部座長

ありがとうございました。

今、事務局から整理をしていただいて具体的な検討課題をお示しいただいたわけですけども、それについては、今、一定の回答をいただいているのではないかと思います。そのほか、何かございますか。

#### ○峰委員

先ほど事務局の方のご説明、もしくはご提案の中で、困惑という概念が実際には立証が困難なのではないかというご懸念があるということがありましたので、その点について一応、思いをめぐらしておいてもよろしいのではないかと思います。

おそらく困惑ということの立証になりますと、被害者の供述による立証になってくると思いますので、被害者側の児童がどうしていいかわからなかった、困ったというようなことを述べれば、おそら

くそれで立証は十分には可能だと思われます。

それを考えますと、先ほどの困惑という概念を入れたとしても、それほど実際問題、使えない文言になる、立証が困難な事案になるということはないのではと思います。

○安部座長

ありがとうございました。17事例のほとんどには、困惑という枠組みで、その文言でもって整合していくということができる事例ではないかというようなことにもなるでしょうけれども。

そのほかございますか。

大体、この点に関してはもう煮詰まっていると感じていますが、この場所で今日一つの結論を出すということではございませんので、またこれを事務局で整理していただきまして、今後のスケジュールとの関係もあると思いますが、具体的なモデル案の策定に進めることができればなと思います。

それでは以上で第3の議題についての議事を終えたということによろしいですか。

特に追加はございますか。それでは特になければ、続いてその他の項目に移りたいと思います。

(4) その他

○安部座長

事務局からお願いいたします。

○青木次世代サポート課長

本日はどうもありがとうございました。次回の進め方なんですけれども、あと2回の検討会を予定しております。

特に今回、性被害予防教育とそれから被害者支援については事務局でたたき台をお出しいたしました。これについてはまた少し精査した上、次回にお出ししたいと思いますけれども。この規制項目、いわゆる淫行禁止規定、それから深夜外出についても含めた形で、条例にしたらおそらくこのような形になるという案文を事務局側でご用意したほうがよろしいのか、それとも委員の皆様からご提案をいただけるか、そこら辺をちょっとお詰めいただきたいと思います。

○安部座長

これまでは事務局提案のような形で、たたき台のような、それについてここで、限られた時間ですけれども、相互に意見を交わしたという流れになっております。それらを踏まえてそれぞれの委員の方からも、具体的にこういう項目を入れていただきたいというようなこともあろうかと思えます。

それを意見として各々の委員の方から、特に全体をスケッチするという話ではなくて、具体的な、例えば、いわゆる淫行とされるものについて、自分の整理とすれば、こういう形の条項にしたほうがいいんじゃないかとか、今日の議論を踏まえて、あるいは予防教育にしても、あるいは前文にしても、例えばこういう文言を是非使ってほしい、乃至はそういう形で表現してほしいという、具体的なご提案を、可能であれば次回、それぞれの方が、どの項目でもかまわないと思うんですが、出していただくと、事務局は整理しやすいかと思っておりますが、いかがでしょうか。

全文を作るということではありません。

非常に厳しいところがあるかとは思いますが。具体的に、第何条がこうこうという話でもないわけですし、要綱的なものの中で、こういう項目としては、例えば予防教育の中ではこういう書き方で、こういうものを入れたほうがいいんじゃないかとか、支援に関しては、今日もお話しができましたけれども、ちょっと物足りなさを感じているというのであれば、こういうものをもう少し明確に示し

て、県の責務みたいなものを示してもらったほうがいいんじゃないかと、いろいろとご意見はあろうかと思うんです。

それを、私ももちろん出しますけれども、それぞれの委員の方が、どの項目についてでももちろんかまいませんけれども、そういうことで次回、それらが摺り合わせられていろいろと議論ができればなど思っていますが、いかがでしょうか。

#### ○峰委員

それは、それぞれの委員から案を事前に出して、それをまた見た上で、また意見を持ち寄って次回というような認識でしょうか。

#### ○安部座長

私のイメージとしては、事務局に具体的にこの項目についてはどんな規定の仕方が、ここでの議論を踏まえて、こういう規定の仕方が望ましいのではないかということ事務局に提出していただいて、それを事務局でそれぞれの委員の方が、この条文に関してはこういうご意見を出していますというような取りまとめをしていただくと、次の議論もしやすいかなと。

それは事前配付で各委員の方々に目を通しておいていただいて、この場所でそれを検討していくということで、より確実な一歩は進めるかなと思うんですが、いかがでしょうか。

#### ○伊藤委員

どこまでできるかわからないんですけども、そういう形がよいということ自体は頭では理解できるんですけども、どこまでできるかなというのが正直なところなんです。次回が7月31日ということなので、そうすると事務局に出す期限というのはどのくらいをイメージしているのか、1週間ぐらい前には早くて資料をいただけるということであると、そうすると2週間前とかになって、7月中旬には出す話だと1カ月ないのかなと、スケジュール的にはタイトかなという気もしてまして、その辺の心配が若干あります。

#### ○安部座長

体系的に全てのことについて、この項目について私はこんな提案をしたいということではもちろんないわけで、どうしてもこれ気になるというところで、事務局提案のこういうものの模範文について、それについてまた議論してもいつまでたっても先に進みませんので、委員としてこの項目についてはこういう、この項目というのは、気になっている項目ということです。

ここでの検討会の主眼は、いわゆる淫行規定について、どのような規定を持つかということが一番ポイントになると思いますけれども、それについてでも、もちろんそこだけでもかまいませんけれども、ご意見を具体的に示していただいて、その摺り合わせを、1週間ぐらい前にまとめられたものを確認、2週間前までに事務局に提出していただければ、各委員の方に1週間前には手もとに届くと。

それを基に少し検討して、次回、7月31日の会合の際に摺り合わせができるのではないかと。

どうしても折り合いがつかなければ、最終的には複数の提案をせざるを得ないという話にもなりますので、両論併記型のものでいくしかないと思うんですが。

日程的にはタイトかもしれませんが、よろしいでしょうか、そういう進め方で。

事務局もそう心しておいていただければ、また改めて、文書でも何でもかまいませんけれども、各委員に出していただいて、意見を取りまとめるという作業になることを期待します。

併せて、それとはまた別に事務局でも今日の議論を踏まえて整理し直していくと。

例えば予防教育なり支援についてもいろいろご希望もできましたので、それについて事務局でもう少し進めたらこういう案文といいますか、条項起こしができるんじゃないかなということで、事務局

の提案ももちろん出していただくということになろうかと思えます。

○青木次世代サポート課長

ありがとうございました。事務局としてもまたご用意したいと思います。また追ってメールでご連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○事務局

次回第5回の検討会は、7月31日金曜日の午後1時30分からNOSA I（のうさい）長野会館で開催させていただきたいと思えます。

なお、事前にご提案いただくご意見等の期限、様式についても後日メールでお知らせをしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○安部座長

どうもありがとうございました。

ただいまのご説明なり、今後のスケジュールですけれども、何かご質問、ご意見ございましたらよろしいですか。

では、そのような形にさせていただきたいと思えます。それでは、以上をもちまして議事を終了させていただきます。ご協力いただきましてありがとうございました。

#### 4 閉 会

○事務局

長時間にわたりましてご検討いただきまして、ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして第4回検討会を閉会させていただきます。本日はありがとうございました。